

令和4年度第34回草津市景観審議会 議事要旨

■日時：

令和4年12月19日（月）14時00分～16時00分

■場所

草津市役所4階 行政委員会室

■出席委員：

秋山委員（会長）、壽崎委員、大西委員、黒澤委員、立石委員、田中委員、内記委員、野田委員、福山委員、森川委員、山本委員

■欠席委員：

上田委員、宇川委員、西尾委員、村上委員

■事務局：

草津市都市計画部 松尾部長、一浦総括副部長
都市計画課 西田課長、高橋係長、長谷川主任、疋田主事

■傍聴者：なし

■会議に付した事項：

議事 草津市屋外広告物条例施行規則の改正について

1. 開会

【松尾部長】 <開会あいさつ>

2. 審議会の公開・非公開について

当審議会の公開、非公開の取り扱いについて、事務局より説明。

草津市景観審議会は、草津市景観審議会の運営に関する事務処理要領第3条第1項に基づき、原則公開となっているが、同条に定める非公開事由に該当する場合は、会長が会議に諮り、非公開とすることができることとなっている。

会長より、当議事内容については非公開にする事由はなく、審議経過の透明性を確保するという観点からも当審議会を公開にすべきと提案があり、委員一同了承。当審議会は公開で

行うこととされた。

3. 議事概要

審議案件については原案のとおり了承とし、手続きを進めることとされた。
また、協議案件については、今後も継続して協議していくこととなった。

主な意見および質疑は以下のとおり。

審議案件 草津市屋外広告物条例施行規則の改正について

(禁止地域1点モデル地区における非自家用屋上広告物の規制について)

【事務局】

<資料について説明>

【委員】

禁止地域1およびモデル地区について、非自家用（案内図板）の屋上広告物が設置された事例はないとのことだが、今までに非自家用屋上広告物を設置したいという相談等はなかったのか。

【事務局】

看板事業者からの問い合わせが1件あり、今回の課題が発覚した。

【会長】

それはいつ頃か。

【事務局】

昨年度である。

【委員】

早急に是正する必要があると思うが、事務局が把握してから1年近くかかっている。

【事務局】

当初はもう少し早い段階での審議を予定していたが、スケジュールの都合で12月の開催となった。

協議案件 草津市屋外広告物条例施行規則の改正について

(電光可変式広告物の規制の検討について)

【事務局】

<資料について説明>

【会長】

全国的にも電光可変式広告物の規制があるのか。

【事務局】

全国的には、電光可変式広告物の基準を定めている自治体は少ない。

【委員】

資料中の滋賀県の条例を参考にされた基準について、県のものとは内容が違う。県の基準は、基本的に緩やかな表示にしてくださいというもので、沿道では30m以上離せばこの限りでないという書き方になっている。

【会長】

県内や大津市、草津市の周辺では電光可変式広告物についての規制の動きはあるのか。

【事務局】

大津市との広域景観形成の取り組みを行っている中で、両市とも電光可変式広告物の問い合わせが多い。現在、大津市でも電光可変式広告物についての規制がなく、一部路線については、両市での共通ルールを検討しているところである。

【委員】

広告物に限った話ではないが、夜間の照明が動物や植物にどういった影響があるのか。夜間の照明を嫌がる人もいる。

【事務局】

夜間点灯を許可する時間帯やその明るさ等、今後検討していく必要があると考えている。

【事務局補足】

稲作をしているところ等では、できるだけ道路を照明し、植物への影響について配慮しているケースもある。

【委員】

LEDの光の害はあり、文献にも出ている。事業者はそのことを十分に配慮して看板を掲出しているので、広告に関わる照明での心配事としては少ないと思う。

電光可変式広告物は世界的にも増加しており、経済活動を強く後押しする媒体である。今後、時代の波として電光可変式広告物が広告物の主流になってくるが、草津市として、どの地域の経済活動を活性化するか、どの地域を住民の安らぎの地域と設定するか、方向性をしっかりと決める必要がある。

それから、電光可変式広告物が増えてきてから慌てて規制を作るとするのはナンセンスである。現状の看板でも落下による死亡事故が起きている。それは、行政が突貫で規制を作ってきたからであり、点検の問題等たくさんの穴があるためである。電光可変式広告物も同じ問題が必ず出てくるので、安全面の部分をしっかりと整備するまでは新設させないということも必要だと思う。

【会長】

地震が来た時に大きなパネルが崩れてきたら大変である。安全面は当然配慮する必要がある。

あると思う。

【委員】

そもそも電光可変式広告物がよくわかっていないので、景観について議論する前に、この広告物のことを詳しく知りたい。

電光可変式広告物は電気をたくさん消費するが、エネルギー問題の観点からどうかと思う。また、景観について言えば、0m以上離すことというような基準だと早い者勝ちになり兼ねない。

【委員】

明るさの問題が大きい。現在、道路交通標識も電光可変式のものに変わってきているが、それと同じ明るさにし、幹線道路であれば、信号機等の紛らわしいものは広告物に表示させないというデザイン面の規制が必要だと考える。

また、駅前と田舎道では明るさの感じ方が変わるので、一定の基準が必要である。

【委員】

駅前等のまちなかでは電飾は気にならない。暗いところが危険であって、明るいところの方が安全という考え方もあり、視点が様々で難しい部分がある。先進地の事例を参考にしながら、草津市の地域性を考慮して検討していきたい。

【委員】

にぎわい創出のために必要なことだという点については賛成だが、にぎわいを創出するところをどこにするかのエリア分けが一番大事である。

環境への負担が大きく、SDGs の観点からも、電光可変式広告物についてはそれなりの手数料を負担いただき、それを環境負荷へのヘッジに使うというようなルールも必要ではないかと考える。また、彩度等や内容についてのチェック体制を検討する必要がある。

交通安全の面からは、警察と道路管理者、看板設置者との間で一定のルールを設けることも検討したい。

【委員】

現行の基準では自家用と非自家用に分けられているが、内容を変えられるということで、この括りではもう括れない基準のように感じた。

【委員】

新たに電光可変式広告物を設置する場合に、既存の看板をどうするのか整理する必要があると思う。

【委員】

屋外広告物としてではなく建物内のフロアガイドとしては、多言語対応や音声変換等非常に有効なツールである。看板として利用されるときには、安全性の問題が気になった。

景観という視点からは、高さや大きさ、明るさ、輝度、色彩等のコントロールや表示の仕方、画面の流すスピード等が中心になると思う。

内容のチェックに関しては、広告物だからすべて景観で行うというのは無理があるよう

に思う。

【事務局】

ご意見のあった点について、先進事例を参考に整理する。

報告案件 (1) 景観影響調査にかかる書面会議の実施結果について

(2) 大津市草津市での景観連携事業について

【事務局】

<資料について説明>

【会長】

共同アンテナの方が合理的だと思うが、事業者はやらないのか。

【事務局】

エリア等のこともあり、なかなか共同でのアンテナ設置は難しいようである。今後、事業者からの相談があれば、共同アンテナも提案したい。

【委員】

滋賀県では湖上景観があまり考慮されていないと思う。

【事務局】

今後、大津市との広域景観連携の中で、対岸景観についても取り組む予定である。

協議案件 烏丸半島中央部土地利用における地区計画等（景観関連）の整合について

【事務局】

<資料について説明>

【会長】

草津市として、具体的なイメージはあるのか。

【事務局】

複合型施設を想定している。

1. 開会

【一浦副部長】 <開会あいさつ>